

こども

1カッパ

おわかれの おゆうぎ会

今年 はじめて 通年制 を はじめ
て から、 早い もの で もう おわかれ
の 日 が 来 て し ま い ま し た。

去る 3月 8日 午前 10時 から 鹿
部 保 育 園 に お い て 行 な わ れ、 こ
の 日 の た め に 子 供 た ち は 一 生 け
ん め い 練 習 し ま し た。

子 供 た ち が こ ん な に 成 長 し た
姿 を お 母 さ ん 方 は 目 を 細 め て た
の し そ う に 見 て い ま し た。

4月 に 小 学 校 1年 生 と し て 入
学 す る 児 童 を お 持 ち の お 父 さ ん
お 母 さ ん、 子 供 た ち が よ り 一 層
成 長 す る 姿 を お お ら か に 見 守 っ
て あ げ て 下 さ い。

3 月号

保育園おわかれおゆうぎ会 (こどもラーメン屋)



対話ある行政を

村長就任あいさつ

鹿部村長 川村秀次

私このたびの村長選挙に当り、村民の厳正なる審判をいただき村長に当選させていただきましたことは私の生涯にとって忘れることができない感激を心中深くきざみこんでおるわけでございます。

これひとえに議員の皆さんはじめ、村民多数の力強い、かつ心あたたまるご支援の賜と衷心より厚くお礼申し上げるとともにここに村長就任の挨拶のできることをこの上もなく光栄と存じております。今改めて村長という職務の重大さと村政執行者としての責任を深く感ずるとともに今後与えられた任期を村民のための村政を全うすべく決意を一層強めておるわけでございます。

私が今後村政を執行するための基本的な考え方、及び抱負等につきましては、選挙戦中、るる申し上げて参りましたが、村政はあくまでも村民のためのものであるという極めて常識的なことから村民とともに歩む村政を執行する所存でございます。

そのためには村話行政を基調とし、地域住民の生の声を卒直に聞きそれを速やかに村政に反映し、

よりよい村づくりを強力に進めて参ります。

施策につきましては当村の産業形態を考えた場合、何としても漁業振興を第1義として考えておりますために事業団体であるところの漁業協同組合と常に連携を密にしながら積極的、かつ前向きの姿勢で進めていきます。

次に村の発展に連なる人づくりの基盤であるところの教育の振興充実に前向きの姿勢で取り組んで参ります。

又時代の趨勢に伴い最近住民の福祉優先が強く叫ばれております。当然のことながら住民の福祉向上の施策も強く進めて参ります。更には住民生活に密着したところのあらゆる面の環境の整備、保健衛生の確立、民間資本導入によっての観光開発についてもゆるがせにすることなく進めて参る所存でございます。

そこでこれら諸々の施策を強力に遂行し又関連する懸案事項の早期解決を図るためにはなんとしても住民の代表である議員皆さんの強い御鞭達と暖かいご協力をお願いするわけでございます。

たと言葉で恐縮でございますが皆さんが耳にされたこともあろうかと思いますが、執行機関と議決機関、いわゆる理事者と議会は車の車輪の如しといわれております。申しあげるまでもなく車というものは一方が強くとも、弱くともその機能が発揮できません。従いまして常に両方が対等の力を保ちながら歩いていってこそ真の民主政治であると固く信じております。

私はよりよい村政を執行するためにも、私と同様住民の厳正なる審判を得て住民の代表として選ばれました良識ある皆さんと互に信頼し合い協力し合って歩む姿勢はかえておりません。

新しい鹿部村の発展のため、そして五千村民の幸せを願う真の意味での行政、内政の充実した行政この上もなく村民から信頼される村政を進めるために今後、議員皆さんの特段のご指導ご鞭達そしてご協力を切にお願い申し上げます。次第でございます。

誠に粗辞でございますがこれをもって村長就任のご挨拶と致します。

議長就任にあたって



村議会議長

船橋 竹治郎

このたび不肖はからずも議員の皆さまがたのご推挙によりまして村議会議長の要職につくことになりましたことは、私の身に余る光栄でありまして、衷心から感謝感激をいたしておる次第であります。

私は、本村議会議員としてその経験も浅く、また浅学非才でありまして、その器ではないことをよく承知いたしているのであります。が、せっかくのご推挙を受けましたからには、皆様がたの厚いご援助とごべんたつによりまして、村政の推進と円滑な議会運営のために懸命の努力を傾注いたし、皆様のご期待に沿いたいとかたく覚悟いたしておる次第でございます。

地方自治法施行以来、わが鹿部村議会は議権の伸張と村民の福祉増進を旨として堅実な歩みを続け

てまいりましたが、目下当面する村政には、なお幾多の重要案件が山積いたしておるのでありまして、これが解決には今後一段の努力を要し、議決機関の使命はいよいよ重大であると痛感するのであります。

つきましては、不肖及ばずながら議員各位の意のあるところは申すに及ばず、五千村民の総意を十分尊重のうえ、村政の運営に挺身し皆様のご厚情にお報いいたしたいと念じております。

何とぞ皆様のいっそうのご援助ごべんたつを賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではありますが、村広報紙上をかりまして私の議長就任のごあいさつといたします。

昭和48年

第1回村議会臨時会

昭和48年鹿部村議会第1回臨時会は2月23日午前10時より開議され、議長選挙、議席の指定後会期を同日1日として決定、副議長、常任委員、常任委員長、副委員長などそれぞれ選任しました。

議事の内容は次のとおりです。

【議長選挙】

任期満了に伴う一般選挙後、初の議会であるところから、投票による議長選挙が行なわれ、次のように決まりました。

議会議長 船橋竹治郎

【議席の指定】

議場の議員席は議長席に向かってU字型にきめられ、1～16までの議席の指定がされました。

(別表参照)

【副議長の選挙】

副議長の選挙は議長と同様全員の投票によって選任され、次のように決まりました。

副議長 佐藤 友一

【常任委員の選任】

総務常任委員、建設常任委員、産業常任委員の各委員の選任は全議員投票により5名連記をもって上位投票を5名づつ選任し、別表のとおり決定いたしました。

【常任委員長及び副委員長の選任】

各委員会の正副常任委員長の選任には各委員(5名)によって選任され、別表のとおり決定いたしました。

【茅部地区じん芥処理組合議会議員選挙】

茅部郡下三ヶ町村(森町、砂原町、鹿部村)共同事業であるじん芥処理について、一部事務組合方式による組合議会を設立したところではありますが、これにともないこの議会議員として村議会より次の者を選挙しました。

吉 武夫 議員

高橋 浅雄 議員

平沢 浩 議員 以上3名

【議案】

▷監査委員の選任について

議会選出の監査委員について任期満了に伴ない議会より次のとおり選任いたしました。

渡部 良次 議員

▷昭和47年度鹿部村一般会計補正予算専決処分報告承認について

昭和47年度鹿部村一般会計補正予算について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので議会への報告を行ないその承認を得たものです。

このことにより才入才出それぞれ1,300千円を追加し、才入才出それぞれ638,620千円となりました。その主な内容は

〈才入〉

5款 地方交付税 1,300千円追加

〈才出〉

6款 農林水産業費3項水産業費の漁港建設費について1,300千円を補正したもので、これは鹿部漁港深淺測量調査1,000千円、本別漁港深淺測量調査事業費300千円追加したものです。

議長に船橋竹治郎氏

副議長は佐藤友一氏が就任

議席と議会構成

議席	所属委員	氏名	附記
1番	建設	葛西定晴	
2	総務	川村三郎	
3	産業	平沢浩	
4	建設	根本五郎男	
5	建設	高橋浅雄	委員長
6		船橋竹治郎	議長
7	建設	川村宗十郎	
8	総務	毛利武蔵	副委員長
9	総務	高田春吉	
10	総務	吉武夫	委員長
11	産業	西谷正昭	副委員長
12	産業	渡部良次	
13	産業	松川義雄	委員長
14	総務	佐藤友一	副議長
15	産業	坂井勇之進	
16	建設	山口繁秋	副委員長



副議長選挙投票をする議会

● 林野火災をなくそう

林野火災予防運動期間

4月1日～6月10日まで

これから山に畑に出かける機会が多くなりますが、この期間は最も山火事などが発生するときです。緑の山を火災から守るために今年も又、林野火災の予消防対策の重点事項を定め、山火事予消防の万全を期するものです。

◎林野火災予防強調運動期間の設定

実施期間 4月1日～6月10日
強調期間 4月10日～5月20日

◎山火事予防の普及宣伝

- 広報車による普及宣伝
渡島管内各町村を広報車「こだま」号による宣伝運行をします。本村は4月16日に運行される予定です。
- 航空機による宣伝飛行も行ないます。
セサナー機による宣伝飛行を次のように行ないます。

- (4月22日より5月6日まで
のうち5日間、各市町村での
の宣伝飛行を行ないます。)
- テレビ、新聞、広報紙による
宣伝
- ポスターによる宣伝
(小学校児童によるポスター
の募集など)
- 有線放送による宣伝など各町
村に応じた宣伝を行なうもの
です。

◎予消防対策のために

- 過去における山火事の発生状況からみて、とくに民有林野からの発生が非常に多くありました。このことから次の事項に対し、皆さんの協力をお願いします。
- ▷火入許可を必ず受けよう
 - 畑、造林地地拵による火入れは必ず役場産業課に届けま

しょう。届出には印鑑が必要
です。

- 林野火災の危険期(4、5、
6月の危険期間)中の火入れ
は極力さけないものですが、
この期間中に火入れを実施す
るときは、警報発令、又は気
象状況が急に変化するときな
どには中止するようにしまし
ょう。
- 火入れ跡地の完全な消火を
図り、責任者が必ず確認しま
しょう。
- ▷入林するときも許可を
山菜採取、ハイキングなどの
目的などで入林する人は、事
前に役場、林務署駐在所、巡
視員などに届出をし、許可を
受けましょう。
- ▷造林地拵のための火入
国、道有林地と隣接している

入林を制限いたします

函館林務署鹿部事業所

本年も4月から6月までの山火事危険期間中は、山火事予防とその他事故防止のため、下記の道有林入口付近に通行柵を設け、一般入林者の入林を制限いたしますのでお知らせいたします。

1. 常呂川 山火事予防と土木工事のため
2. 雨鱒川
3. 精進川

場所が1キロメートル以上の
火入れは、国、道有林との協
議が必要です。

- ▷バスや汽車の窓からのタバコ
の投げすてはやめよう。
観光バスや汽車、自家用車な
どの窓から投げたタバコが原
因で山火事が発生した例は数
多くあります。このようなこ
とは絶対にやめましょう。
- ▷薬剤使用に対する予防対策を
林野内における塩素酸ソーダ
一除草剤などの使用が減少し

つつありますが、散布にあた
っては少なくとも1ヶ月間火
気との接触をさけ「入林禁止
」の立札を立てて注意を喚起
しましょう。

- ▷機械力導入に対する予防対策
林業用機械による林内作業が
多くなっていますので、これ
らの操作によって山火事の発
生するおそれもありますので
使用にあたっては特に給油場
所、及び油もれなどには注意
しましょう。

こうぼう しかべ

国保被保険者証の更新

国民健康保険の被保険者証が4月1日から全道いっせいに更新されます。

被保険者証の更新とは、現在使用しているクリーム色の被保険者証の使用できる期間が満了するので、これを回収して新しい被保険者証を交付することです。

世帯主の方は、次の期間中に村役場で現在使用している被保険者証を持参して必ず新しい被保険者証（藤色）と取りかえるようにしてください。また、学生や出かせぎなどで、その人だけの被保険者証の交付を受けている場合はその

⑤・⑥の被保険者証も同じ手続きが必要ですから、更新の期間内に間に合うように送付してもらうなど、早めに準備をしておいてください。

更新の期間は

- ・昭和48年4月1日から4月30日までの1ヶ月間です。

この期間内は更新しなかった場合は、昭和48年5月1日からクリーム色の被保険者証が無効となって病院などで保険の給付が受けられませんから注意してください。

「にせ税理士」にご注意

税理士の仕事は、税理士の登録をした人でないといけないことになっています。これは、税金は国にとって非常に重要な財源であると同時に、納税者にとっても財産に直接大きな影響を及ぼすもので税理士になる人は、税金について十分な専門的知識や経験を持ち、納税者からも信頼されることが必要だからです。

ところが、税理士への需要が多いことに便乗して、税理士でない

人が、申告書の作成や税務相談など税理士の仕事を行なっている例があります。これが「にせ税理士」で、法律に違反するばかりでなく納税者にも迷惑をかけることが多いので「にせ税理士」には依頼しないようにしましょう。

犬の登録申請 を受付けます

昭和48年度の犬の登録申請を受付けますので畜犬飼育者は印鑑と手数料（更新 200円、新規の場合 300円）を持参の上、民生課窓口において下さい。

▷登録受付月日

更新は4月1日～4月30日 新規は4月1日以降随時

▷犬の飼育上の注意

- （生後91日以上）は毎年役場に登録をして下さい。登録を更新するときは4月中に終らせて下さい。
- 犬は狂犬病予防のため、春秋年2回予防注射を忘れないでして下さい。
- 犬の首輪に鑑札と注射済票をつけておかないと、捕獲されたり、薬殺されたりすることがあります。
- 犬を捨てるとこの犬が野犬となって被害をあたえることになります。
- 犬は飼主の脚のそばを歩くようにしつけるようにし、犬が人を引張っているようなしつけはまちがいです。

漁港の利用は正しく

- 港内に、ゴミなどを捨てない。
- 漁港施設の利用は、市町村長に利用届けを出す。
- 漁港区域で工作物の建設、土砂採取などをするときには、知事の許可を受けること。



役所への苦情・相談・要望は 行政相談委員へ!

▷ 役所に関することでお困りの
方は気軽にお申出ください。

松本政信
(漁協組合)

耳の疾患予防

自動車の音を聞いて体をよけ交通事故からまぬがれたり、人と話しをしたりすることができるのは、正常な耳をもっているからです。もし音が耳にはいらなくなったり、耳が不自由になったらどうなることでしょうか。思っただけでもゾッとするほど恐ろしいことです。

耳には二つの作用があり、一つは音を聞くことであり、もう一つは身体の平衡を保つことです。

耳の疾患にかからないようにするためには、ふだんから中耳炎にならないように十分気をつけることです。そのためには耳に関係がある鼻やのど、気管支の疾患にまけない体力をここであり、栄養や睡眠を十分に

とることが大切です。早規発見は、すべての病気にあてはまります。耳の場合も疾患の種類や原因は多くありますから、難聴、めまい、扁頭痛、耳なり、耳痛などの異常に気がついたときはひとり合点せず、専門医の診断を受けることが必要です。

三月三日の数字の三三が「ミミ」と呼べることから三月三日は耳の日とし、健康生活への足がかりとなるよう呼びかけています。

健康で明るい生活は小さな注意の上になりたちます。

「この日」を機会にお互いに耳について、さらに関心を深めたいものです。

郵便局だより

▷ 郵便局でもお金がかりられます

郵便局でお金を貸してくれば、せっかくの定期貯金をおろさなくともよいのに……………。

このようなお客さまに、安心して貯金を続けていただくために、「預金者貸付け」が生まれました。利子も安く簡単にすぐ借りられますので、お気軽にご利用下さい。

◎ご利用できる方
定額、定期、積立貯金のいづれ

▷ 7倍保障の傷害特約つき

ニュークローバー保険に加入を

家族全員を保険に加入させることは現代の常識となりました。とくに一家をささえ、働らきざかりのご主人は、家族のために、満がーに備えて 300万円は加入しておきたいものです。

郵便局では七倍保障の簡易保険を発売し、3月と4月を特別月間として加入の推進を図っております。○少ない保険料で大きな保障

▷ 火災のときに備えて簡易保険

加入者の会の災害見舞制度をご利用下さい

簡易保険加入者の会は安い掛金で、住宅、家財など火災にあったとき、見舞金を贈る、災害見舞金制度のご利用ををすすめております。

一年の掛金は 2,600円で、火災で全焼のとき 117万円の見舞金を

かをご利用されている方

◎貸付金額

ご利用されている貯金の元金と利息の90%以内で、お一人10万円まで

貸付期間は最高六ヶ月

貸付利子は年3.25~6.25%

お申込みは貯金証書と、その貯金にご使用のハンコをお持ちになると、即時貸付します。

○傷害、入院にも確かな保障

○保障期間は15年と20年

○事故災害で死亡のときは 700万円保障

この外に子供の学費のための学奨励保険や老後のための特別害老保険、今まで加入されている一般の簡易保険などがあります。

近く郵便局の外務員がお伺いいたしますのでご相談下さい。

差上げます。

このほか、加入者が災害死亡のときなどにも、最高6万円の見舞金を贈ります。簡易保険加入者のご利用を是非お待ちしております。

道夫の家 工藤恒美



村の人口

人口総数	4,902	男	2,438
		女	2,464
対前月比	0人		
世帯数	1,087	1戸減	

(48. 2. 28現在)